最終更新日：2019年6月26日
ウェルビー株式会社
代表取締役社長 大田 誠
問合せ先：03-6268-9542
証券コード：6556
http://www.welbe.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

「全従業員の自己実現と幸福を追求するとともに、すべての人が「希望」を持てる社会の実現に向けて」という経営理念に基づき、社員一人ひとりが日々の活動を行っており、お客様や株主をはじめとしたステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。同時に、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適切な情報公開を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大田 誠	14,760,000	53.47
千賀 貴生	2,900,500	10.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,848,300	6.69
浜地 裕樹	930,000	3.36
伊藤 浩一	930,000	3.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	749,200	2.71
JP MORGAN CHASE BANK 385650	393,649	1.42
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS－SEGR ACCT	372,500	1.34
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A／C UK LONDON BRANCH CLIENTS－UNITED KINGDOM	300,000	1.08
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS－JAPAN AGGRESSIVE	239,300	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	大田 誠
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等を留意して、少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討し、取締役会の承認を経た上で取引を実施する方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神庭　重信	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神庭　重信	○	―――	神庭氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことにより、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	0	0	3	社内取締役

補足説明

当社では、取締役の報酬政策・制度並びに報酬の決定に関する透明性・客観性を確保する目的で、任意の報酬委員会を設置し、取締役の報酬に関し、取締役から諮問された事項につき、助言又は提案を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査につきましては、3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として月1回開催しております。各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、監査の方法及び各監査役の役割分担等に基づき、取締役会への出席、業務や財産の状況の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。
内部監査につきましては、代表取締役社長直属の内部監査室が担当し、監査責任者である内部監査室長以下4名が内部監査業務を実施しており、業務上特に必要あるときは、監査責任者に指名された者を加えて業務を行っております。年間の内部監査計画に則り監査を実施し、監査結果については内部監査室長が内部監査報告書を作成し代表取締役社長に提出しております。代表取締役社長が必要と認めた監査部署の責任者及び関係役員に対し、内部監査の結果に基づき内部監査責任者を通じて被監査部門に改善勧告を行っております
会計監査人監査につきましては、東陽監査法人と監査契約を締結し、会計に関する監査を受けております。
監査役、内部監査部門、会計監査人との連携状況につきましては、それぞれが独立した立場で監査を実施しておりますが、監査を有効かつ効率的に進めるために、三者間で定期的に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松　満義	他の会社の出身者													
佐藤　仁良	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松　満義	○	―――	小松氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と知見を有しており、当社の経営を監視することを期待し、社外監査役に選任しております。また、経営陣から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
佐藤　仁良	○	当社監査役就任以前に同氏との間で法律面における顧問契約が存在しておりましたが、取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。	佐藤氏は、弁護士の資格を有しており諸法令に精通しており、当社の経営を監視することを期待し、社外監査役に選任しております。また、経営陣 から独立した地位を有し、中立・公平な立場を保持していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。なお、社内監査役が保有するストックオプションは、社外取締役時代に付与されたものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、取締役報酬の総額のみ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役報酬の限度額を決定しております。
各取締役の報酬につきましては、総合的に勘案し、任意の報酬委員会の諮問を経て取締役会が決議した方法により決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、管理本部が取締役会の連絡、決議事項の事前説明を行うと共に、必要に応じて資料の提供や、情報収集等のサポートを行い、社内取締役と同水準の情報を入手できるようにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が求められるなか、社会から信頼される企業として公正で透明性の高い経営を実践することを基本として、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築、維持することを重点施策としています。
・取締役会
当社の取締役会は6名で構成されており、うち1名は社外取締役であります。取締役会規程に基づき、経営方針その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。
・監査役会
当社の監査役会は3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役会規程に基づき、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。監査役会は、毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査および内部監査の内容を相互に共有しております。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置しておりませんが、内部監査室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。
・内部監査室
業務遂行上の誤謬や不正を未然に防止するために、社長直轄の機関として独立した内部監査室を設置しております。内部監査にあたっては毎期内部監査計画書を策定し、定期的な監査を実施しております。
・経営会議
代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置しており、毎週1回開催しております。メンバーとしては、代表取締役社長を議長とし、常勤の取締役・監査役、及び部長・室長職以上の者で構成されております。経営会議においては、各部門からの報告を受け、代表取締役社長へ答申を行っております。また、必要と認めたときは、従業員またはその他の者を出席させ、説明や意見を求めております。
・リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。原則として四半期に1回開催しており、法令順守に関するテーマについて議論し、必要に応じて取締役会や監査役会へ報告しております。
・会計監査
会計監査人は監査役会及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある会計監査を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、社外取締役1名を選任し、取締役会の意思決定の有効性と中立性を確保しております。また、当社の監査役3名のうち2名は社外監査役（うち常勤監査役1名）で構成されており、それぞれの専門的見地から経営を監督し、企業としての健全性および透明性を確保しております。
以上により、経営の監督機能の実効性が確保されていると考え、本体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当株主が議案を検討するための時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努め、当社ホームページにおいても掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただけるように、集中日を避けて設定するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案しながら、インターネットでの議決権行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	株主の利便性を勘案しながら、招集通知の英文提供を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイト上に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会について、本決算及び第2四半期決算（年2回）において説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役副社長兼管理本部長を責任者とし、管理本部内にて適切なIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、リスク・コンプライアンス規程において、リスクマネジメントに係る基本方針を規定し、各ステークホルダーの利益阻害要因の除去・軽減に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	将来的に検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

イ 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
(2)取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。
(3)法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
(4)内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
(5)法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
(6)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
(7)反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。

ロ 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
(1)取締役及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
(2)取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
(2)リスクを知覚した場合は、取締役又は監査役に直ちに報告するものとします。

ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。
(2)職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
(3)これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は現時点で親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には関係会社管理規程等の関係規程を整備するとともにコンプライアンス遵守及びリスク管理、報告に関する体制の整備を図るものとします。

ヘ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。

ト 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査役に事前の同意を得ることとします。
(2)監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査役以外からの指揮命令を受けないものとします。

チ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(1)補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
(2)補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
(3)取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
(4)補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

リ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(1)取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告するものとします。
(2)内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告するものとします。
(3)内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
(4)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとします。
(5)取締役及び使用人は、当社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査役に定期的に報告するものとします。

ヌ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規程において、監査役に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備

に努めるものとします。
(2)監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
(3)監査役は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力対応規程」の第1条（目的）に定める、「反社会的勢力に対する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。
なお、当該規程は、当社の業務に従事する全ての者に適用いたします。
反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・各地域の暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。
反社会的勢力の排除に向けた整備状況
当社は、対応統括部署を管理本部内の総務部とし、責任者は総務部長が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、総務部長を経由し代表取締役社長へ報告を行い、必要に応じて指示を仰いでおります。総務部では、所轄警察担当係・加盟暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

反社会的勢力のチェックの方法
各部署において新規に取引等を開始する際には、開始依頼者は、新規取引開始申請書を総務部に提出し、反社チェックを依頼します。総務部の担当者(以下、担当者)は、各部署の協力を仰ぎ、ホームページの閲覧や日経テレコン等を用いて情報収集を行い、必要に応じて、同業他社からの情報入手、現地確認等を行います。そして、これらの情報収集結果に基づき、担当者は、反社会的勢力の該当の有無を判別致します。また、既存の取引先や株主及び役員等の利害関係者等に対しても、定期調査として毎年別途定める時期に反社チェックを行っております。
新規に任用する役員や新規採用の従業員については、各人から徴求する誓約書等に反社条項の記載を求めております。また、反社条項の記載がある誓約書等が受入れられていない役員、従業員については、あらためて受入れを必要としております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

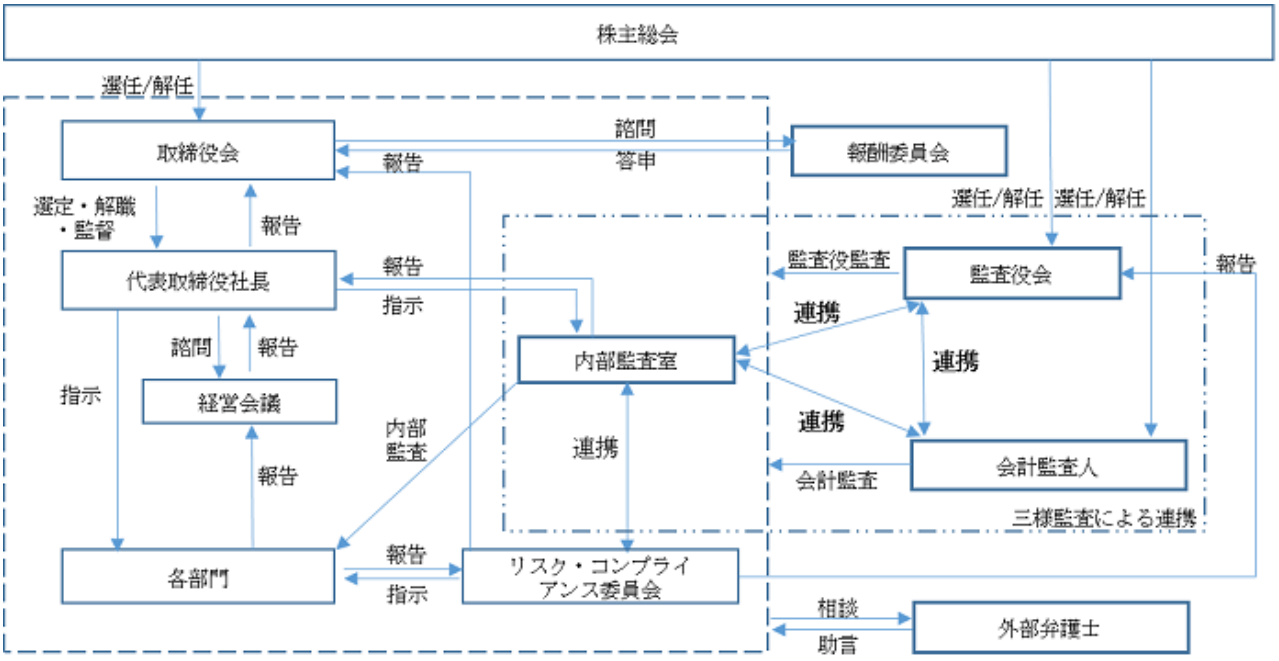
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

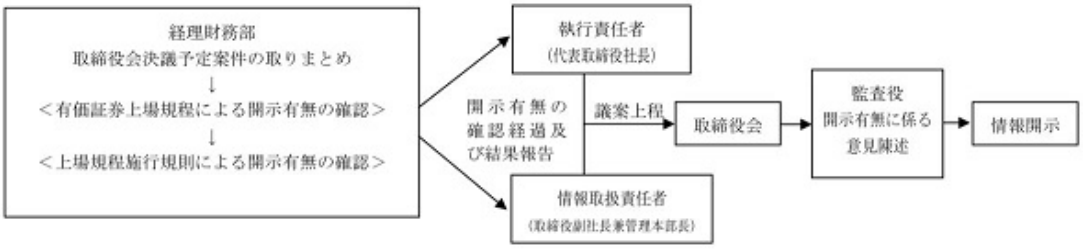
2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する模式図を参考資料として添付しております。



適時開示手続き

〈当社に係る決定事実・決算に関する情報等〉



〈当社に係る発生事実に関する情報〉

